

○神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

(令和2年3月25日)
(規則 第2号)

最終改正 令和6年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条から第8条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成23年規則第4号。以下「初任給規則」という。）別表第2学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第4修学年数調整表に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数(1に満たない端数は、切り捨てる。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給の号数(前条の規定による号給を含む。)に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第8条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失うと認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給は、条例第6条の規定により準用する神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例(平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第17号。以下「給与条例」という。)第9条の規定に従い、常勤の職員の例による。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第10条 条例第7条の規定により準用する給与条例第13条に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第11条 条例第8条の規定により準用する給与条例第16条に規定する通勤手当の支給日その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第12条 条例第9条に規定する時間外勤務手当及び条例第10条に規定する休日勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第 13 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める時間並びに第 1 項に規定する規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 14 条 条例第 10 条第 2 項に規定する管理者が規則で定める割合は 100 分の 135 とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 15 条 条例第 12 条の規定により準用する給与条例第 21 条から第 23 条までに規定する期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 16 条 条例第 13 条の規定により準用する給与条例第 24 条に規定する勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の 1 時間当たりの給与額)

第 17 条 条例第 15 条第 2 項に規定する組合長が規則で定める時間は、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 18 条 条例第 16 条第 2 項に規定する管理者が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125

(2) 条例第 16 条第 2 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

2 条例第 16 条第 3 項に規定する管理者が規則で定める割合は 100 分の 25 とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 19 条 条例第 17 条第 2 項に規定する管理者が規則で定める割合は 100 分の 135 とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 20 条 条例第 19 条の規定により準用する給与条例第 21 条から第 23 条までに規定する期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第 19 条第 1 項に規定する管理者が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の 1 週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者とする。

3 条例第 19 条第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第 21 条第 4 項に規定する管理者が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 条例第 15 条の 2 に規定する在宅勤務等に係る報酬の額

(2) 条例第 16 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第 17 条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 20 条の 2 条例第 19 条の 2 の規定により読み替えて準用する給与条例第 24 条第 3 項に規定する管理者が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 条例第 15 条の 2 に規定する在宅勤務等に係る報酬の額
- (2) 条例第 16 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第 17 条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 21 条 条例第 20 条第 1 項に規定する管理者が規則で定める期日は、第 9 条を準用する。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員(月額で報酬が定められている者に限る。以下本項において同じ。)となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給については、第 9 条を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第 22 条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬等の支給は第 9 条を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 23 条 条例第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に規定する管理者が規則で定める時間は、第 1 号の時間に第 2 号の数を乗じて得た時間に 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(土曜日に当たるときを除く。)及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(同法に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときを除く。)の日数の合計を乗じて得た時間(その時間に 1 分未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間)とする。

- (1) 7 時間 45 分
- (2) 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数

(休暇時の報酬)

第 24 条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年規則第 1 号。以下「勤務時間規則」という。)第 12 条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第 13 条第 1 項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(委任)

第 25 条 この規則の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経験年数の特例)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法第 17 条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第 4 条第 2 項及び第 7 条に規定する経験年数とみなす。

附 則（令和 3 年 7 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日規則第 4 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係） 職種別基準表

職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限	
		職務の級	号 給	職務の級	号 給
一般事務	高校卒	1	1	2	1 2 5